所定疾患施設療養費の算定状況について

介護報酬により介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

1. 対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
   〇肺炎　〇尿路感染症　〇帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 上記の診断により治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 算定する場合、診断名、診断を行った日、検査、投薬、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
5. 治療の実施について、前年度の当該加算の算定状況を公表すること。

平成29年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0
	治療日数	0	0	0	10	4	0	6	0	0	0	7	0
尿路感染症	人数	0	0	0	1	3	1	3	0	1	2	0	4
	治療日数	0	0	0	3	15	5	21	0	5	14	0	28
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成28年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	1	1	3	0	0	0	0	0	2	0	0
	治療日数	0	7	7	21	0	0	0	0	0	14	0	0
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0